

令和 7 年 6 月 17 日

不動産業関連団体

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課

「令和 7 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」への
協力依頼について

転嫁対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を
を賜り、厚く御礼申し上げます。

労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化を図るため、令和 5 年
1 1 月、内閣官房及び公正取引委員会は「労務費の適切な転嫁のため
の価格交渉に関する指針」（以下「本指針」という。）を策定しました
が、本指針をより実効的なものとするためには、発注者と受注者の双
方が本指針に記載の「1 2 の行動指針」に沿って対応することが重要
です。

今般、公正取引委員会は、昨年度に引き続き、本指針の実施状況に
ついてフォローアップするため、「令和 7 年度価格転嫁円滑化の取組
に関する特別調査」（以下「令和 7 年度特別調査」という。）を開始い
たしました（別添参照）。

つきましては、政府を挙げて高い回答率が求められる令和 7 年度
特別調査に関して、貴団体から、会員企業等に対する調査への協力依
頼について、御協力、御配慮をお願いいたします。この際、調査票が
届いていない企業も、公正取引委員会のウェブサイトから回答でき
る旨、周知をお願いいたします。

[https://www.jftc.go.jp/partnership_package/tokubetsu/chosa.
html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/tokubetsu/chosa.html)

「令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の調査票の発送
開始及び積極的な情報提供のお願いについて

令和7年6月6日
公正取引委員会

公正取引委員会は、取引の公正化をより一層推進する観点から、適切な価格転嫁が可能となる取引環境を整備するため、「令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施することとし、本日、以下のとおり、12万人を超える事業者に対して調査票を発送しました。

本件調査は、令和6年12月16日に公表した「「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果について」^(注)等を踏まえ、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、事業者間の取引における価格転嫁の状況の把握や、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会。以下「労務費転嫁指針」といいます。）の取組状況のフォローアップなどを内容とするものです。

本日、11万人の事業者に対して調査票を発送するとともに、令和6年度の特別調査において労務費転嫁指針に係る注意喚起文書を送付した9,388名の事業者及び公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ&Aに係る注意喚起文書を送付した6,510名の事業者に対しても調査票を発送し、その後の取組状況を確認することとしました。

本件調査は、上記調査票発送対象以外の事業者であっても回答できるよう、公正取引委員会のウェブサイト上に特設ページを開設しておりますので、事業者の皆様からの積極的な情報提供をお願いいたします。

(注) https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241216_tokubetucyosakekka.html

令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査に係る特設ページ
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/tokubetsu/chosa.html

今後、公正取引委員会は、今回の書面調査等の結果を踏まえ、発注者と受注者との間で協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について立入調査を実施します。そして、問題につながるおそれのある行為が認められた事案については、関係事業者に対し注意喚起文書を送付するなど必要な対応を採るとともに、令和7年内を目途に調査結果を取りまとめます。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
優越的地位濫用未然防止対策調査室
電話 03-3581-3378（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>